

## 松江市屋外広告物条例改正の概要

## (1) 経緯

市では、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、松江市屋外広告物条例を制定し、必要な規制を行っています。

近年、老朽化等による屋外広告物（以下「広告物」という。）の落下等の事故が発生しており、広告物の安全性の確保が課題となっているなか、全国の自治体で安全点検を義務付ける条例改正が進んでいます。

本市においても、広告物の落下等が発生している状況であり、許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者について、これまでの管理義務に加え、新たに点検を義務付ける規定を追加するよう、所要の改正を行うものです。

## (2) 改正の内容

## ① 安全点検の義務付け

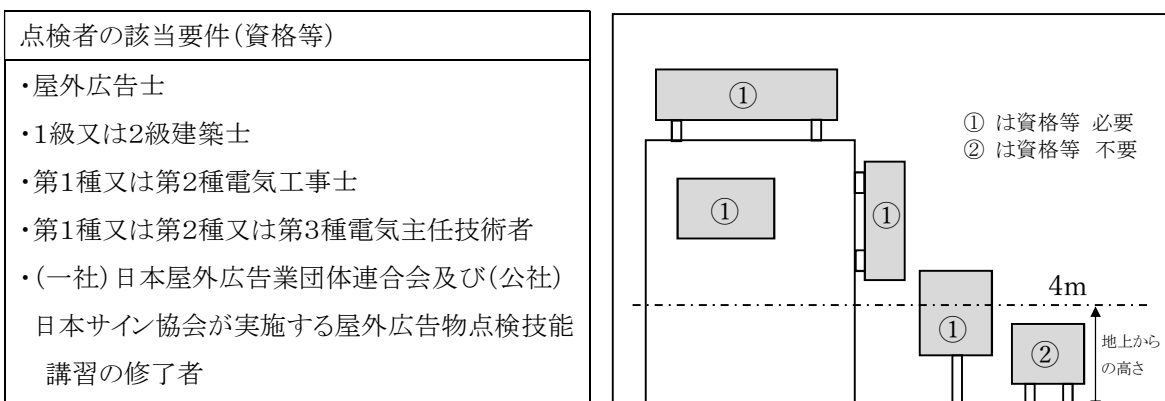
許可の期間※の更新の許可を受けようとする者は、当該許可の更新の申請をするまでに、広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検することを義務付けます。

※許可の期間：はり紙、はり札、立看板、広告幕その他の簡易な広告物又は掲出物件（以下「簡易広告物等」という。）にあつては1年以内。  
簡易広告物等以外の広告物又は掲出物件にあつては3年以内。

## ② 有資格者による点検

安全点検のうち、規則で定める規模（広告物等の上端の位置が地上から4mを超えるもの）の広告物又は掲出物件については、広告物又は掲出物件に関して必要な知識を有する者として規則に定める者にさせることを義務付けます。

※建築物の壁面に直接塗装されたもの・はり紙等は除きます。



## (3) 今後のスケジュール

R3.11 11月議会に条例改正を提案

R4.4 施行